

令和 7 年度 第 2 回富士見市地域福祉計画審議会

議事録

日 時	令和 7 年 10 月 6 日 (月) 開会 午後 3 時 00 分 閉会 午後 5 時 10 分				
場 所	健康増進センター 会議室				
出席者	委 員	木下会長	高橋委員	笠原委員	松村委員
		○	○	○	○
		川越委員	福島委員	鶴澤委員	小窪委員
		○	○	○	○
		古内委員	山浦委員	尾崎委員	市川 副会長
		○	○	○	
	事務局	鈴木健康福祉部長 福祉政策課 須藤課長、渋川主査、吉野主任			
公開・ 非公開	公開 (傍聴者なし)				
議題	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 市民アンケート調査票 (案) について (2) 第 3 次地域福祉計画進捗状況調査結果について (3) 第 4 次地域福祉計画骨子 (案) について (4) 事前課題を踏まえた自由討議 4 今後のスケジュールについて 5 その他 6 閉会				

## 議事内容

### 1 開会

須藤課長：開会あいさつ、配布資料の確認

### 2 会長あいさつ

木下会長：全国の自治体の地域福祉計画の大まかな構成は同じだが、その中で富士見市はどこに力を入れていくのか、なぜその施策が必要なのかを今回確認していきたい。

市の中でどのような課題があり、どのようなまちにしていきたいのか、委員の皆さんのお意見を反映しつつ、後半では自由討議があるので、様々な意見を踏まえて次期計画の文言や構成に反映させていきたい。

### 3 議事

#### （1）市民アンケート調査票（案）について

**資料2 「富士見市地域福祉計画」策定のための市民アンケート調査ご協力のお願い**

事務局：資料2に基づき説明

#### 質問・意見

委員：どのくらいの回答率を見込んでいるか。

事務局：おおむね40%から50%を見込んでいます。

委員：調査票を見たところ、設問の量が多い印象を受けた。一般市民の方がどの程度協力してくれるか疑問に思った。

事務局：当初はもっと設問数が多く、絞った結果が今のかたちとなっています。委員ご指摘のとおり、設問数が多いため回答率に影響が出ないか懸念はありますが、（地域福祉分野でのアンケートは）初めての試みでもあるため、今回の反応を見て今後の参考にしていきたいと考えています。

委 員：社会福祉協議会がどのような事業を行っているのか知らない方が多く、ホームページや SNS 等で情報発信を行っているが、なかなか難しい面がある。このような調査で市民の方がどのくらい社協について知っているか把握できる点があります。

委 員：今行っている国勢調査では、利用者の方の半数以上の回答作成を私たちの事業所がお手伝いした。福祉サービスを利用している方であれば一緒に回答の作成を手伝うことができると思う。

事務局：先日の庁内委員会で障がい福祉課から書けない人や読めない人への対応について意見があり、フォローする体制を確認したところです。ただし、単身の方でサービス等を利用されていない場合だと行き届かない部分もあり、こうしたアンケート調査の課題だと認識しています。現場の視点からの貴重なご意見ありがとうございます。

委 員：LINE やインターネットだと若い層が答えやすいと思うので、回答方法として SNS の活用を進めていくのがよいと思う。

事務局：こども計画など若い年齢層を対象にした計画の調査ですと、回答方法をオンラインに限定しているものもありますが、本計画は高齢者も含むため、今回はオンラインと郵送の併用で実施させていただきます。

委 員：ご記入にあたってのお願いのところで、「ご本人の記入等が困難な場

合は、ご家族の方等が代わりに」と記載されているが、70歳以上だと単身の方もいる。ケアマネジャーや地域の方など家族以外でも相談して書ける方がいれば代理記入も可能という表現を追加できると、家族以外でも相談して記入できるという安心感から、回答率が上がるのではないか。

事務局：ご指摘の内容はご家族の方等の「等」の部分に含まれると考えていますが、伝わりにくい部分もあるため、委託先業者に表現の修正が可能か確認したいと思います。

委員：気になる回答があった場合に、その理由を深掘りして聞いたほうがよいのではないかと感じた。特に、問3の「あなたは、今住んでいる地域に愛着がありますか。」の設問だが、「全くない」と回答した場合に、なぜなのか意見を聞きたいと感じた。

事務局：アンケートのボリュームが多く、自由記述欄のスペース確保に困難がありますが、委託先業者に伝達のうえ、対応を検討させていただきます。

会長：問25で困りごとについて聞いているが、どのようなことで困っているのか具体的に書ける自由記述欄があるとより中身がわかると思う。

事務局：先ほどの質問と同様に対応を検討させていただきます。

## （2）第3次地域福祉計画進捗状況調査結果について

資料3-1 第3次富士見市地域福祉計画施策体系

資料3-2 第3次富士見市地域福祉計画進捗状況調査結果

資料3-3 第3次富士見市地域福祉計画評価指標結果

事務局：資料3－1から資料3－3に基づき説明

### 質問・意見

委 員：資料3－2で見直しを検討している要援護者見守り事業について、訪問しても会えずサービスにも繋がらない方で、この制度があったおかげで緊急搬送に至った方がいた。介護状態になってしまう方を未然に防ぐ点で地域での見守りは必要と考える。

事務局：見守りは、行政だけではカバーできないため、民間のサービス事業者や地域の方の力が必要になります。本市では、主に生活困窮者の見守り事業を福祉政策課で、高齢者の見守り事業を高齢者福祉課で実施しています。その中で、生活困窮者等の見守り事業から実際に通報につながる件数は年間わずかであるため、より機能させていくためにはどうしたらしいか検討中です。そうした検討の中で、見守り制度自体をもっと広い視野で福祉分野の横断的な形で設計し直せないか考えていきたいと思います。

委 員：例えば、移動販売車からこの方の様子がおかしいという情報が入ると見守り体制が広がっていくのではないか。民生委員の方との連携ができればよいが、個人情報を扱うので難しい部分が出てくる。個々の見守り体制はあるけど連携が取れていないことになるのか。

事務局：民間事業者の方にも市が推進する見守り制度自体があまり周知されていないという課題があります。制度の周知や実効性のある体制への見直しなど全庁的に議論していく必要があると思います。

委 員：富士見市の市民意識調査が用いられていると思うが、意識調査は3,

000人を無作為で抽出して回答率が40%程度となっている。この数値を引用元にして各種施策の目標値を設定することは適切なのか。また、これからやる調査で対象となるのが1,500人であり、3,000人から減るのはどういう考え方もとで判断したのか。

事務局：現行計画である第3次地域福祉計画の作成時に、計画独自に市民アンケートを実施し、その内容を指標にして経年的に追っていくことができれば良かったが、第3次計画の作成時には諸般の事情により、独自の市民アンケートを実施することが難しい状況でした。

そのため、既存の計画等の様々なアンケート調査から数値を引用し、地域福祉計画に再掲する形で対応しました。

それぞれの調査ごとに対象者の人数や回答率がバラバラになっているのは、こうした経緯があるためであり、違和感を感じる部分だと思います。

その反省を活かし、第4次地域福祉計画では独自の市民アンケート調査を行い、その結果をベースに計画策定や指標の設定を行い、第5次以降もアンケートを継続することで、市民の意識の変化を経年で追っていく状況を整えていきたいと考えています。

その中で、1,500人が多いか少ないかの議論もあると思います。今回予算上の制約があり1,500人で実施しますが、全体の回答率が低くその結果サンプル数が不足してデータとしての精度が悪い等の結果が出た場合は、次回以降見直していきたいと考えています。

委員：ご説明いただいた資料で、それぞれの取組の担当課評価が示されていたが、次に活かすために福祉政策課としてこれを元に意見交換や検証などのプロセスは考えているのか。

事務局：関係部署による庁内委員会を組織しており、基本的な流れとして審議会と庁内委員会がそれぞれ両輪となって計画の策定と推進を担っていく流れになっています。調査結果を踏まえて、今後の方向性や第4次計画にそれぞれの施策をどう取り込んでいくのかは、庁内委員会の場で議論していきたいと考えております。

庁内委員会は第2回まで開催しており、調査結果と審議会での意見を踏まえ、各担当課でそれぞれの施策の方向性を検討していただく流れとなっております。

### (3) 第4次地域福祉計画骨子（案）について

資料5 第4次地域福祉計画骨子（案）

資料6 再犯防止推進計画（松村委員提供）

事務局：資料5に基づき説明

#### 質問・意見

会長：再犯防止計画は、別途入れる必要があるのではないか。

事務局：再犯防止計画は単独の計画として作成し、地域福祉計画の中に入れ込む予定です。再犯防止計画の中で、市の考え方の整理や様々な支援策をまとめていくと思いますが、個別具体的なものは再犯防止計画に掲載されたうえで、地域福祉計画の中でも再掲されるものと考えております。

会長：再犯防止の場合は骨子案の基本目標3の③に入るということか。

事務局：そのとおりです。これまで、罪を犯して出所してきた方等に対して

市として統一した取組ができていなかったという反省があるため、包括的な相談支援体制を推進する中で、この部分をフォローしていくたいと考えています。

委 員：再犯防止の対象者は、何か問題を起こして医療保護や措置入院になった方も含まれるのか。

事務局：自傷他害行為があつて医療保護入院等になった方が退院する場合は、包括的な支援体制の流れの中で、必要な障がい福祉サービスを提供するのは障がい福祉課、生活の基盤を失っているのであれば福祉政策課の生活保護制度等、様々な支援機関が連携してその方が地域で暮らしていけるように支える体制を作るのが包括的な支援体制になります。そのため、生活に課題を抱える方という括りで支援対象者に該当するという理解でよいと考えます。

松村委員：（資料6に基づき説明）

被疑者、被告人、犯罪者等で刑務所に入った方のそれまでの生活歴を見ると、ヤングケアラーだった方、虐待を受けていた方、生活困窮世帯であった方など様々な背景がある。そのような問題や課題が解決されない中で地域に戻っても再び罪を犯してしまう可能性が高い。住む場所や仕事だけでなく、困ったときに相談できる人が地域にいることで、再度罪を犯すことがなく、地域の中で安心して生活ができるように目指すものが再犯防止推進計画と考えている。

#### （4）事前課題を踏まえた自由討議

事務局：市民の方にも市民アンケートを通じて意見を聞きますが、委員の皆

様も福祉関係者として様々な思いがあると思いますので、この議題の中で意見を出していただき、事務局でまとめたいと思います。

次回の審議会の際に結果をお伝えし、地域の課題にどう向き合っていか、審議会内での議論に繋げていきたいと考えております。

会長：まずは、富士見市における地域の福祉課題についてご意見をいただきたい。

委員：障害のある方や生活困窮状態にある方で、自身の生活もままならない状況にも関わらず、子どもが産まれてしまったケースがある。自身で子どもの世話をできないため、福祉サービスを受けようとするが、制度の網から漏れてしまい必要なサービスが受けられないケースがある。こうした福祉制度のあり方は、現場の支援者としても何とかして欲しいと思うことがある。

委員：今のケースだと子育て世帯訪問支援事業があり、家事育児のサービスが行える。まだ制度が新しく実施している自治体は少ない。

委員：ひきこもり支援はどこに相談したらよいか、福祉関係者が相談先を知らず相談を受けたことがあった。相談者の窓口となる支援者側が全部を知る必要はないと思うが、どこにつなげればいいか分からないようなケースを専門的に受ける場所があれば、支援の輪が広がるのではないかと思う。

副会長：生活困窮の相談で一番困ったのはひきこもりの方の相談。ひきこもりの相談先がなく、居場所のような社会資源はあるが、まだここが相談先というのがないので、広げていく余地はあると考える。

委員：医師会の先生や訪問看護に従事する人が集まる機会があり、ケアマネの方との連携をどう強化していくか議論になっている。情報を集

めようとしないと地域に何があるのか把握できない。そういう方が多いので、どう関係者を集めて議論していくのかが課題と感じる。

事務局：重層的支援体制整備事業では分野横断的な課題を取り扱うので、多様な福祉分野の方が参加する会議体を設置することになっています。その中で、支援機関相互の情報共有や多機関連携の在り方、地域の社会資源の情報交換など、相談支援体制そのものに関する議論と、複合的な課題や制度の狭間の問題に関する個別支援のケース検討を行なう会議を行なっていきます。

こうした取組を通じて、本市における包括的な支援体制の構築や、支援者同士の顔の見える関係性づくり・地域づくりを進めていく予定です。令和5年度から準備事業として福祉政策課で試行的に実施していますが、少しずつではあるが良い流れが出来つつあると感じています。なお、ひきこもり支援は福祉政策課が担当になります。

委員：同じようななかたちで防災意識も高まっているが、関わる機関がバラバラしている印象である。

委員：地域の課題で深刻化している事例として、ひきこもり状態の子どもと同居している高齢者が増えている印象である。ケアマネとして一つの家族として支援していくと関わりやすいが、お金がかかると支援が行き詰まってしまう。ケアマネとして世帯全体をどう支援していくたらいいのか困る場合がある。特に、本人の心身の健康状態や親に対する複雑な思いがあり、支援が難しい側面もある。問題が大きくなる前に手を打ちたいが、ケアマネとしてやっているけどうまくいかない難しさがある。行政も一緒に考える姿勢は持っていたいているが、なかなか前に進まない。

委 員：生活保護など制度につながった方が支援者としては入りやすい。

委 員：20年ぐらいひきこもり状態で、包丁を出してしまい警察に捕まつたケースは、支援につながっておらず突破口がないことが多い。富士見市に限らず全国的な問題であり、福祉現場の連携など小さな積み重ねで対応していくしかないと考える。

委 員：何かが起きないと動けない。警察も入れないもどかしさがある。

会 長：何かきっかけのようなものがあれば入りやすいと思う。岡山県の総社市では、ひきこもり支援に力を入れているので事例を見てみるのもよいかもしない。

事務局：ひきこもり支援の中で状況が劇的に動くと感じる時があります。

例えば、親の介護による施設入所や入院など、これまでと同じ環境でいられなくなるタイミングで私たちの支援が届くケースがあります。もちろん、本来はその手前で支援できるのが当事者や家族にとってもいいため、ひきこもり家族教室等の取組を通じて早期相談・早期支援を促しています。

委員が述べたケースは、複雑かつ複合的であるため、一つの支援機関で抱えるのは負担が大きいと思います。重層的支援に繋がれたケースでは、関係機関の役割分担や進捗管理を福祉政策課で行い、現場の支援者の負担軽減や動きやすい環境を作っています。

委 員：8050問題になってしまうケースは不登校児童が多いと考える。

そこをケアしていくには少しは解消するのではないか。特に、高校中退してそのまま所属なしで就職せずひきこもり状態になるケースが多いと感じる。志木市では不登校対策を教育だけでなく福祉分野でも始めた。居場所づくりをして、そのような児童がひきこもり状態

にならぬような体制を構築している。教育分野だけで不登校を解消することは難しいので、福祉的なサービスの中で不登校児童の対策を行わないと、8050問題のようなケースになってしまうのではないかと感じている。

事務局：委員ご指摘のとおり、不登校児童は15歳までは教育委員会が把握していますが、義務教育が終わった後に、その子のその後をフォローするところがない状態です。重層事業で支援するひきこもりケースでも、不登校からひきこもりになっているケースは実際に多いです。年齢により行政の支援やつながりが断絶してしまっている構造的な課題があると感じています。

教育委員会と福祉分野が連携して20歳や25歳などの節目で定期的にフォローアップしていく体制が整備できれば、ひきこもりが長期化・深刻化する前に手を打てるのではないかと考えています。

委員：支援学級や特別支援学校から就職した児童は継続して支援ができるが、おそらくベースに発達障害などを持っていて、普通高校で中退してしまう子が多いのではないか。そのような子はそもそも相談に繋がっていないので追えない。市では様々な機関でそのような子たちをどう支援に繋げるか、後追いをしてひきこもり状態にならないようにする取り組みを最近始めた。相談者の中でも不登校の児童が多い。市内で不登校児専門の放課後等デイサービスができたが、何かしらの障がいなどを抱えている児童が多く、施設の方に話を聞くと、そのような児童の7割ほどは家庭にも問題があるケースのため、家族支援になっているとのことだった。私たちが関わるケースも複雑化しており、子ども本人だけでなく家族も課題を抱えており、支

援がより難しいと感じる。

委 員：高校の教員の立場から不登校の受け入れはするが、単位を取らないと卒業できない。そもそも入学式から来られないという問題がある。高校卒業後も通える放課後等ディサービスが少ないため、障がいのサービスもそこで切れてしまう。また、発達障害の傾向があるが、親御さんも受け入れが難しく、繋げにくい。繋ぎ先も自分たちで行かないとサービスに繋がらないので、今後ひきこもり状態になってしまふ懸念がある中で、地域の社会資源を使おうとしても見当たらぬ状態になってしまう。さらに、親御さんが外国籍だと発達障害の理解がなく、文化的な問題も出てくる。発達障害で外国籍の児童の場合、発達が問題なのか、特性なのか親御さんに説明しても難しいという問題がある。

会 長：様々な団体や支援機関の連携がスムーズにいっていないものや、問題が複雑化、多重化している実態が議論を通して見えてきた。重層的支援などでカバーできる部分・カバーできない部分がある中で、地域福祉計画の中心となるキーワードにしていきたいと考える。

委 員：民生委員の立場から専門分野の方の話がわかりづらいことが多い。まず、言葉が難しい。例えば、重層的支援、包括支援という言葉は説明していただけだと理解できるが、良い制度なのに利用する方に言葉や情報として届かないと絵に描いた餅になってしまう。もう少しわかりやすい言葉や、困ったらここに相談など、困っている人が助けてくださいと言いややすい言葉がよい。お役所的な言葉だと二の足を踏んでしまうと思う。本当に支援が必要な人は、声や手をあげない。支援者側から進めても断られる。本当に支援を届けたい人に分

かりやすい言葉、相談窓口を考慮していただけるとよい。

会長：他の自治体の重層的支援体制整備事業や地域福祉計画を見ると、「なんでも相談」という名称で窓口を設けているところがある。

委員：相談に行きたくてもどこにいけばいいかわからない、今困っていることを解決するために、どこへ行けばいいのかわからなくてそのままになっているケースもあると思う。横の繋がりなどわかりやすくするのがよい。

委員：子供が身体障害を持っていて目が離せず、親が高齢の方で最終的にどこに相談したらよいのかわからないというケースもあった。

委員：問題として多いと感じるのが、親が最後まで面倒を看なくてはという意識が強い方。もっと早く相談すれば動けると思うが、その相談をどこにしたらよいのか分かりづらいのが問題だと感じる。若いちはよいが、親が高齢になって子が大きくなってしまった場合、どこに相談したらよいか分かりやすく情報を届けることが必要だと感じる。

委員：先ほど事務局から今後の進め方の説明があったが、そこが見えれば専門的な用語もいらないし、仕組みや関係性など可視化すれば相談先が見えてくると思う。言葉が難しくて聞くだけで二の足を踏む方もいると思うが、専門的な方も含めて受け手として見えるようになっているとよいと考える。

会長：今の流れとして、「なんでも相談」を包括的支援の中で「断らない相談」としているが、相談に来た際に繋ぐ必要があれば対応していく取り組みが行われている。

相談窓口がわからないという点について、例えば障がい者の関係だ

と障がい者基幹相談支援センターがあるが、そこに行く前になんでも相談があれば、そこから専門機関に繋いでもらうことも方法としてあると考える。市民にとってわかりやすい窓口、名称の仕方を考えていくことができれば、よりよい支援に繋がっていくと感じた。

事務局：例えば、ふじみ野市ではふくし総合相談センター「よりそい」や「にじいろ」など柔らかいイメージの名称を採用しています。今回の議論を伺い、行政サイドが思っている以上に制度の分かりづらさや窓口への行きづらさなどを市民の方が感じていることが分かり、温度差があると感じました。こうしたギャップをどう埋めていくのか、計画の中でも検討を進めていきたいと考えております。

#### 4 今後のスケジュールについて

第3回審議会日程を伝達

日時：11月21日（金）午前10時から12時まで

場所：富士見市役所内会議室

#### 5 その他

- ・11月に開催予定のふじみ福祉フォーラムのイベントを周知
- ・10月18日に開催予定の防窮サミットを周知

#### 6 閉会

市川副会長：閉会あいさつ

以上

